

育児休業の取得促進をはかる行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日～令和6年11月30日までの3年間
2. 内容

目標1.産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和4年1月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2.育児休業等を取得しやすい環境作りのため、課長職への研修を行う。

＜対策＞

- 令和4年2月～ 研修内容の検討
研修の実施

令和3年12月1日